

私学高等教育研究所 第71回公開研究会

私立学校法改正と私大経営の未来

日時：2019年10月15日(火) 13:30～17:00 (受付：13:00～)

場所：主婦会館7F「カトレア」(四ツ谷駅前)

東京都千代田区六番町15 ☎03-3265-8111(代表)

主催：日本私立大学協会附置私学高等教育研究所

文部科学省に設置された「私立大学等の振興に関する検討会議」と「学校法人制度改善検討小委員会」の議論並びに公益的な法人の改革動向や近年の私立大学を巡る状況などを受けて、学校法人の自律的なガバナンスの改善、経営の強化及び一層の情報公開等の取組みを進めるため、今春、私立学校法が改正された。

今回の改正法では、学校法人の三つの責務規定が新設され、役員職務と責任の明確化(善管注意義務と損害賠償責任の整備等)、中期的な計画の策定、役員報酬基準等の公表などが法定化されている。今後、各私立大学は所要の寄附行為等の変更を行うとともに、私立大学団体等が定める自律的なガバナンス・コードに従って、法人経営と学校運営の公共性や透明性を確保していくことが求められている。

本研究会では、こうした動きを踏まえて、今回の私立学校法の改正の背景と趣旨を理解し、今後の私立大学の経営管理の課題を提示したい。

1. 講演「私立学校法改正の経緯と趣旨」

講師：川村 匡 氏 (文部科学省 高等教育局 私学行政課 課長補佐)

今回の私立学校法令和元年改正は、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化、情報公開を図る観点から行われたものであり、近年の私立学校行政及び高等教育行政の中で重要な意義を有するものである。法改正に至る議論や立法過程、国会審議に携わった立場から、本改正の経緯と趣旨を解説する。

2. 講演「私立学校法改正と私大経営—私学の独自性をどう活かすか—」

講師：高祖 敏明 氏 (聖心女子大学 学長)

今回の私立学校法改正について、「私学の独自性を侵すもの」などの批判が一方にあれば、「遅きに失しているが、一步前進」と肯定的に捉える意見もある。論者は、①私学の独自性とは何か、②その独自性の何が脅かされているのか、③どうすれば私学経営に独自性を活せるのか、を考察する。

休 憩

3. パネルディスカッション「私立学校法改正を受けた私大経営の方向性」

モデレーター：西井 泰彦 (私学高等教育研究所 主幹)

パネリスト：水戸 英則 氏 (二松学舎大学 理事長)

佐野 慶子 氏 (公認会計士)

川村 匡 氏 (文部科学省 高等教育局 私学行政課 課長補佐)

お申し込みは…

日本私立大学協会 web サイト (<https://www.shidaikyo.or.jp/>) “協会トピックス” の本件から「申込フォーム」に記入の上、10月4日(金)までにお申し込み願います。

*会場の都合により先着120名、1機関3名迄とさせていただきます。参加料は無料です。

*ご欠席の場合は、必ず下記問い合わせ先までご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

*ご登録頂いた情報は、本研究所の事業運営の活動に必要な範囲に限って利用致します。

【問い合わせ先】日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所 坂下景子、高山亜弓 TEL：03-5211-5090